

# 岡山市物品購入等一般競争入札実施要綱

平成25年3月22日財政局長決裁

平成25年4月1日適用

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号。以下「特例規則」という。）、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）及び岡山市物品等契約事務処理の運用基準に定めるものを除くほか、岡山市における物品の購入、物品の製造の請負及び不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の参加資格（以下「参加資格」という。）その他一般競争入札の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (対象物件)

第2条 一般競争入札の対象となる物品購入等の物件（以下「対象物件」という。）は、許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。以下同じ。）が160万円（物品の製造の請負の契約に係るものについては250万円、不用品の売払いの契約に係るものについては50万円。以下同じ。）を超えるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条、第167条の2若しくは地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条の規定に該当する場合又は市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

## (参加資格)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を充足しなければならない。

- (1) 令第167条の4及び規則第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 対象物件と同種類の物品購入等について、審査等に関する事項についてに基づき一

般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿に登載されていること。

(3) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができるものとする。

(入札の方法)

第4条 一般競争入札は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 特例規則の適用を受けるもの及び不用品の売払い 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）の規定に基づく郵便入札

(2) 前号以外のもの 岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）の規定に基づく電子入札

(入札の公告)

第5条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、規則第5条に定める公告文をインターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(参加資格確認申請書等の作成)

第6条 入札参加者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「申請書等」という。）を作成しておかなければならない。

2 前項に規定する申請書等の書式は、インターネット上の市のホームページからダウンロードし、又は契約課において交付を受けるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、申請書等の作成について説明会を実施することができるものとする。

(仕様書等の閲覧等)

第7条 対象物件の仕様書、カタログ、見本（写真）、図面等（以下「仕様書等」という。）は、規則第5条の規定により公告した日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 入札参加者は、仕様書等に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に、物品購入等担当課に対してインターネットを利用して電子メール又はファクシミリによ

り質問をすることができる。

3 前項の質問があったときは、市長は、公告において指定する日から入札日の前日まで質問内容及び当該質問に対する回答をインターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札・開札・落札者決定手続等)

第8条 一般競争入札に係る入札書の提出方法、開札手続、入札参加資格の確認方法、落札者の決定手続等については、郵便入札実施要綱又は電子入札実施要綱に定めるところによる。

(契約情報の公表)

第9条 一般競争入札に係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準第6条第2項の規定により、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 市長は、一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がない場合は、入札を不調とするものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する物品購入等について適用する。